

平成25年9月3日

西脇市議会議長
北 詰 勝 之 様

総務企画常任委員会
委員長 村 井 公 平

総務企画常任委員会特定所管事務調査報告書

本委員会の特定所管事務調査について調査した結果を、次のように報告いたします。

記

1 特定調査事件名 公契約条例について

2 調査の目的

近隣市の加西市、三木市において公契約条例の制定に向けた取組が新聞等で報道され、また、昨年5月の野村町公民館での第5回議会報告会においても、参加者から『西脇市においても公契約条例を検討して欲しい』との意見が出されていた。

さらに、昨年度の総務企画常任委員会の特定所管事務調査事項が入札制度のあり方であったことも踏まえ、公契約条例についてを特定所管事務調査事項と決定した。

調査目的としては、加西市では公契約条例制定を求める署名のキャッチフレーズとして「加西市を豊かにする」と謳われているが、このことに関連して、公契約条例の中身とともに、西脇市及び西脇市民にとってどのようなメリット・デメリットがあるのかを調査し、その結果を提言することとした。

3 調査の経過

平成25年2月12日の総務企画常任委員会において、委員から「加西市や三木市の取組及び議会報告会での要望等から、公契約条例について

を特定所管事務調査事項にしてはどうか」との意見があり、協議の結果、これを調査することとした。

平成 20 年 3 月議会に兵庫土建一般労働組合西脇支部から、国において『(仮称) 公共工事における賃金等確保法』制定の請願書が提出され、西脇市議会として採択し、意見書を国の関係機関に送付した経緯があった。

しかし、本委員会における公契約法についての知識は乏しく、先進自治体を視察することを決定、検討の結果、東京都を中心に関東地方に条例制定自治体が集中していることから、規模の違いはあったが東京都多摩市と神奈川県相模原市を視察した。

両市は、ともに平成 24 年 4 月 1 日施行と日が浅く、成果については十分に検証できなかったが、委員が所感として受け止めた結論は次のとおりである。

『西脇市においても前向きに取り組むべき課題である。』、『関東・首都圏のみならず全国的に条例化への取組が進んでおり、北播地域自治体での市長の取組方針が具体化してきており、西脇市も研究、検討する時期を迎えていると思う。』、『市民、事業所、労働者、行政の地域活性化に好影響を与えると思うので取り組みたい。』、『西脇市と両市の経済状況や財政規模の違いを考慮に入れなければならないが、幅広く、そして深く研究していく必要はあると思った。』、『理念を掲げるだけでは行政の自己満足だけに終わる気がする。公契約条例制度そのものの中身を研究し、制定することの盛り上がりがない限り、西脇市においては時期尚早と言えるのではないか。』

4 調査の結果

地域の具体的な現状を調査している団体との懇談を予定していたが、都合でできなくなり、十分な提言ができる調査ができなかったことは大変残念である。

視察した多摩市、相模原市とも、市長が公契約条例制定を選挙公約に掲げ当選されたことで、市民の公契約条例の認知度も高く、市長の強力なリーダーシップが発揮され進められたと聞いた。

また、財政的にも余裕があることも実施に踏み切った要因にもなっている。

西脇市においては、近年、地場産業の落ち込みにより企業の倒産や人員整理、また、大型店舗の撤退など憂慮すべき状況になっているのが現

状である。

今後は、市民所得の増加、市民生活の安定が行政の重要政策課題となってくるものと思われる。委員の所感の多くは、西脇市においても研究を進めるべきであるとの意見である。

以上のことから、理事者におかれては入札方法と合わせて、公契約条例について、条例制定も含めた調査研究を平成 26 年度末までに行うよう総務企画常任委員会として提言する。

5 参考

○平成 24 年 12 月 13 日委員会開催
特定所管事務調査事項の検討

○平成 25 年 2 月 12 日委員会開催
特定所管事務調査事項(公契約条例について)を決定

○平成 25 年 3 月 14 日委員会開催
行政視察についての検討協議

○平成 25 年 5 月 15 日～16 日行政視察
東京都多摩市及び神奈川県相模原市視察

○平成 25 年 6 月 17 日委員会開催
公契約事項に関する視察自治体と西脇市の取組について調査

○平成 25 年 8 月 13 日委員会協議会開催
特定所管事務調査の報告についての検討協議

○平成 25 年 8 月 22 日委員会開催
特定所管事務調査報告書の確認、決定